	⑵　余盛りの状態を目視等により確認する。 ⑶　溶接後熱処理が必要な場合は、熱処理の構造規格への適合状況を溶接後熱処理の記録により確認する。	
4　機械試験	⑴　溶接部の機械試験の構造規格への適合状況を、試験片等により確認する。 ⑵　引張試験片の引張強さの構造規格への適合状況を、機械試験の結果により確認する。 ⑶　曲げ試験による割れの構造規格への適合状況を、試験後の曲げ試験片により確認する。	構造規格第50条から第56条までの規定に適合していること。
5　放射線検査	溶接部の放射線検査の方法及びその結果の構造規格への適合状況を、放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第57条から第60条までの規定に適合していること。
6　その他	申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであることを、申請書等により確認する。	申請に係るボイラーが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けたボイラー又は当該許可を受けたボイラーと型式が同一であるボイラーであること。
備考	構造規格第86条に規定する適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第１の３　令第12条第１項第１号に定めるボイラーの使用検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	ボイラーの設計について、その構造、工作方法等の構造規格への適用状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第42条から第46条まで並びに第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第88条から第92条まで及び第94条から第99条までの規定に適合していること。
2　材料検査	ボイラーの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第１条及び第２条又は第89条の規定に適合していること。
3　外観検査	⑴　ボイラーの現品と明細書及び構造図との適合状況並びにその構造の構造規格への適合状況について、胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、現品と書類審査において確認した明細書及び構造図とを照合すること等により確認する。	現品が、書類審査において確認した明細書及び構造図に適合しており、かつ、構造規格第３条から第６条まで、第１編第２章、第42条から第44条まで、第47条及び第１編第４章（第64条及び第６節を除く。）又は第91条から第99条までの規定に適合していること。
	⑵　工作上の欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差等の構造規格への適合状況を、目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑶　安全弁、圧力計、水面測定装置等の附属品の取付穴について、構造図及び構造規格への適合状況を目視等により確認する。 ⑷　過去に設置されたことがあるボイラーにあっては、腐食、割れ、過熱等の異常の有無及びステー、管等が確実に取り付けられていることを目視、外観検査用機器等により確認する。	
4　水圧試験	構造規格第61条又は第93条に定める方法による水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視等により確認する。	構造規格第61条又は第93条の規定に適合していること。
5　溶接部	溶接部について、溶接部の機械試験成績、溶接施行方法に関する証明書、溶接後熱処理の記録及び放射線検査用機器を用いた透過写真の評価等により確認する。	構造規格第46条から第60条までの規定に適合していること。
6　附属品	安全弁、ガラス水面計等の構造の構造規格への適合状況を目視等により確認する。	構造規格第１編第４章（第６節を除く。）又は第94条から第99条までの規定に適合していること。
備考	構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する第86条）に規定する適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第２の１　令第12条第１項第２号に定める第一種圧力容器の構造検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	⑴　申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であることを、申請書等により確認する。	申請に係る第一種圧力容器が、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた第一種圧力容器又は当該許可を受けた第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器であること。
	⑵　第一種圧力容器の設計について、その構造、工作方法等の圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表、別表第２の２及び別表第２の３において「構造規格」という。）への適合状況を、申請書等により確認する。	構造規格第１編第１章及び第２章、第39条から第43条まで並びに第１編第４章（第65条を除く。）の規定に適合していること。